

○経済産業省令第百七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ及び別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十四号口中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ（三）中「残留不釣り合い」を「到達最小比

不釣り合い」に、「〇・〇一キログラムミリメートル」を「一〇グラムミリメートル」に改める。

第二条第一項第一号に次のように加える。

キ ジエチルアミン

第二条第二項第七号イ中「又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナー」を削り、同号に次のように加える。

ハ イ又は口に該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであつて、内容物と接触する全ての部分がイ（二）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

第二条の二第一項第一号中「エボラウイルス」を「エボラウイルス属の全てのウイルス」に改め、「、オーエスキー病ウイルス」を削り、「口蹄^{てい}疫ウイルス」の下に「、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス」を加え、「ロシア春夏脳炎ウイルス」を「極東型」に改め、「、テツシエン病ウイルス」を削り、「 Dengue 熱ウイルス」を「 Dengue ウイルス」に改め、「、豚コレラウイルス」を削り、「、ブタエンテロウイルス九型」を「、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイ

ルス、豚ヘルペスウイルス―1」に、「マールブルグウイルス」を「マールブルグウイルス属の全てのウイルス」に改め、同項第二号中「アルゲンチネンス菌」、「バラチ菌」及び「ブチリカム菌」の下に「(ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)」を加え、同条第二項第一号口を次のように改める。

ロ 物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであつて、次の全てに該当するもの(クラス―Ⅲ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。)

- (一) 操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの
- (二) 陰圧状態で操作することが可能なもの
- (三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの
- (四) 作業空間の給気及び排気にH E P Aフィルターを用いるもの

第二条の二第二項第五号口中「蒸気」の下に「又はガス」を加え、同項第七号を次のように改める。

- 七 粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 動物の全身を暴露することができ吸入室を有するものであつて、吸入室の容積が一立方メートル

ル以上のもの

ロ 一二以上のげっ歯類の動物又は二以上のげっ歯類以外の動物の鼻部を直接エアゾールを流動させて暴露することができるとして、これに用いるように設計した動物を保定する密閉型のホルダーを有するもの

第三条第一号、第一号の二、第二号から第四号までの規定中「試験装置」を「若しくは試験装置」に改め、同条第二号イ(三)中「液体ロケット推進装置」の下に「若しくはゲル状燃料ロケット推進装置」を、「液体ロケットエンジン」の下に「若しくはゲル状燃料ロケットモータ」を加え、同条第十一号イ中「又はファイバースプレースメント装置」を、「ファイバースプレースメント装置又はトウプレースメント装置」に改め、同号ロ中「複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのもの」であつて、テープ又はシートを「テープレイング装置であつて、複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するために、テープ」に改める。

第四条第一号を次のように改める。

一 ふっ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体を使用するよ

うに設計したもののうち、第十四号口又はハに該当するふつ素化合物の含有量が全重量の五〇パーセントを超えるシール、ガスケット、シーラント又は燃料貯蔵袋

第四条第七号中「基材の表面に定着させるコーティング用のもの」を「コーティングに使用するために特に調合したもの」に改め、同条第十一号中「作動油若しくは」及び「液体若しくは」を削り、同号イを次のように改める。

イ 削除

第四条第十四号イを次のように改める。

イ 削除

第五条第二号イを次のように改める。

イ 旋削をすることができ、工作機械であつて、輪郭制御をすることができ、軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの（三）に該当するものを除く。）

（一） 移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

(二) 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

(三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次の1及び2に該当するもの

- 1 加工できる材料の最大直径が 42 ミリメートル以下のもの
- 2 チャックを取り付けることができないもの

第五条第二号ロ(一)中「国際規格ISO230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ロ(一)に次のように加える。

- 1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が 0.009 ミリメートル以下のもの
- 2 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

第五条第二号ロ(二)中「国際規格 ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、同号ロ(二)1中「直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの」を「一方向位置決め繰返し性が 0.009 ミリメートル以下のもの」に改め、同号ロ(二)2中「二メートル未満」を「四メートル未満」に、「直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの」を「一方向位置決め繰返し性が 0.0014 ミリメートル以下のもの」に改め、同号ロ(二)3中「二メートル以上」を「四メートル以上」に改め、「ミリメートルで表した」を削り、「直線軸の位置決め精度が、次の式により算出した数値以下のもの」を「一方向位置決め繰返し性が 0.006 ミリメートル以下のもの」に改め、「 $0.0045 + 0.007 \times (L \text{ (メートルで表した直線軸の移動量) } - 2)$ 」を削り、同号ロ(三)中「国際規格 ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、「位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの」を「一方向位置決め繰返し性が 0.0011 ミリメートル以下のもの」に改め、同号ハ中「(一)又は(二)」を「いずれか」に改め、同号ハ(一)中「国際規格 ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、「位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下」を「一方向位置決め繰返し性が 0.0011 ミ

リメートル以下」に改め、同号ハ(二)中「五以上のもの」を「五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ハ(二)に次のように加える。

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決めの繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上四メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決めの繰返し性が 0.0014 ミリメートル以下のもの

3 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決めの繰返し性が 0.006 ミリメートル以下のもの

第五条第二号ハ(四)中「国際規格 ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの位置決め精度が 0.003 ミリメートル未満」を「一方方向位置決めの繰返し性が 0.0011 ミリメートル未満」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「二乗平均」の下に「平方根」を加え、同条第八号ロを次のように改める。

ロ 直線上の変位を測定するためのものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動制御装置とともに使用するよう設計したフィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。）及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）

1 レーザー光を用いて測定することができるもの

2 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が〇・二ナノメートル以下のもの

3 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数值がミリメートルで表した当該測定軸の長さの〇・〇〇〇五を乗じて得た数值に一・六を加えた数值以下のものであつて、一九・九九度以上二〇・〇一度以下の温度範囲において三〇秒を超えて測定できるもの

(二) (一) に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するよう設計したもの

第六条第一号ホ(一)2中「三〇〇メガサンプリング毎秒」を「五〇〇メガサンプリング毎秒」に改め

、同号ホ(一) 3中「分解能が一ニビット」の下に「以上一四ビット未満」を加え、同号ホ(一) 4中「一二ビット超一四ビット以下」を「一四ビット以上一六ビット未満」に、「一二五メガサンプリング毎秒」を「二五〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ(一) 5中「一四ビットを超えるもの」を「一六ビット以上のもの」に、「二〇メガサンプリング毎秒」を「六五メガサンプリング毎秒」に改め、同条第二号ヲ中「単測波帯位相雑音」を「単側波帯位相雑音」に改め、同条第五号ロ中「三〇〇ワット時毎キログラム」を「三五〇ワット時毎キログラム」に改め、同条第十号及び同条第十一号を次のように改める。

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置(アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダーを含む。)であつて、次のイ及びロに該当するもの(デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。)

イ 分解能及びサンプリング速度が次のいずれかに該当するもの

(一) 分解能が一ニビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプル毎

秒を超えるもの

(二) 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(三) 分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであって、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(四) 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであって、入力速度が四〇〇メガサンプル毎秒を超えるもの

(五) 分解能が一六ビット以上のものであって、入力速度が一八〇メガサンプル毎秒を超えるもの

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) デジタル化されたデータを出力するもの

(二) デジタル化されたデータを記録するもの

(三) デジタル化されたデータを解析するもの

十一 デジタル方式の記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ ディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリへのデータ連続記録速度が六・四ギガビット毎秒を超えて維持可能なもの

ロ 記録中に無線周波数信号データを解析することができるプロセッサを有するもの

第六条第十三号ハ(二)中「合成出力周波数範囲」を「出力周波数範囲」に改め、同条第十七号ハを次のように改める。

ハ 削除

第六条第十七号ホ(一)中「イ、ロ又はハ」を「イ(一)から(三)まで又はロ(二)から(五)まで」に改め、同号へ(三)中「、半導体素子又は集積回路」及び「直接描画方式の」を削り、同号へ(三)1から3までを次のように改める。

1 照射面の半値全幅の直径が六五ナノメートル未満、かつ、イメージ位置誤差(平均値に三シグマを加えたもの)が一七ナノメートル未満のもの

2 削除

3 マスク上の二層目の重ね合わせ誤差（平均値に三シグマを加えたもの）が二三ナノメートル未満のもの

第六条第十七号へに次のように加える。

（四） 直接描画方式で半導体素子又は集積回路の製造をすることができるよう設計した装置で

あつて、電子ビームを用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 照射面の直径が一五ナノメートル以下のもの

2 重ね合わせ誤差（平均値に三シグマを加えたもの）が二七ナノメートル以下のもの

第七条第三号ハ及びホ中「八・〇実効テラ演算」を「一二・五実効テラ演算」に改め、同号トを次のように改める。

ト 削除

第八条第五号中「三一・八ギガヘルツを超える周波数で」を「次のいずれかで」に改め、同号に次のように加える。

イ 周波数が三一・八ギガヘルツ超五七ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力（ERP）が二〇デ

イービーエム（等価等方輻射電力（EIRP）が二二・一五デュービーエム）以上のもの

ロ 周波数が五七ギガヘルツ超六六ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力（ERP）が二四デュー

ビーエム（等価等方輻射電力（EIRP）が二六・一五デュービーエム）以上のもの

ハ 周波数が六六ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、実効輻射電力（ERP）が二〇デュー

ビーエム（等価等方輻射電力（EIRP）が二二・一五デュービーエム）以上のもの

ニ 周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの

第八条第八号の二イ（二）を次のように改める。

（二） 削除

第八条第八号の二ロ中「二五六値」を「一、〇二四値」に改め、同条第九号中「（次のへからツまでの

いずれか、第三条第十九号ハ（二） 2 又は第十条第五号イに該当するものを除く。」を削り、同号イ中

「該当するもの」の下に「（へ若しくはりからツまでのいずれか、第三条第十九号ハ（二） 2 又は第十条

第五号イに該当するものを除く。）」を加え、同号ロ中「設計したもの」の下に「（タ又はレに該当する

ものを除く。）」を加え、同号ハ中「二に」を「二、タ又はレに」に改め、同号ニ及びホ中「設計したも

の」の下に「(タ又はレに該当するものを除く。)」を加え、同号ヨ中「ロ又は次号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置」を「暗号装置」に改め、「又はハからホまでのいずれかを削り、同号タ中「本号から第十二号まで」を「この号から第十号まで又は第十二号」に、「次号から第十二号まで」を「次号、第十号及び第十二号」に改め、同号レ中「次号から第十二号まで」を「次号、第十号及び第十二号」に改め、同条第九号の二中「第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれか」を「前号イ」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第八条第十三号中「第九号から前号まで」を「第九号から第十号まで又は前号」に改める。

第九条第一号イ(五) 2中「一、〇〇〇メートル」の下に「以内」を加え、「信号を受信したときの位置精度の二乗平均」を「計測し、決定した位置の誤差の二乗平均平方根」に改め、同号イ(六) 2中「五三〇メートル」の下に「以内」を加え、「距離における位置精度の二乗平均」を「距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の二乗平均平方根」に改め、同号ロ(一)中「以下この号において同じ。」を削り、同条第三号ニ及びホ中「(要素素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又は

セレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。」を削り、同条第八号中「(第十一条に該当するものを除く。)」を削り、同条第九号イ(二)及び(三)中「超えるもの」の下に「(太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に設計した反射鏡を除く。)」を加え、同条第十号ロ(六) 1 二中「一〇ワット」を「三〇ワット」に、同号ロ(六) 2 二中「一〇ワット」を「五〇ワット」に改め、同号ニ(一) 4 一及び二の二中「超えるもの」の下に「(エピタキシャル成長によつて形成されたモノリシック型のものを除く。)」を加え、同条第十四号イ中「その精度の絶対値」を「その精度」に改める。

第十条第三号ハ中「機首方位精度が一秒当たり」を「機首方位精度が」に改める。

第十一条第四号ホを次のように改める。

ホ 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造した水中用の観測装置であつて、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの(レンジゲートイルミネーター又はレーザー発振器を使用した装置を含む。)

第十一条第五号を次のように改める。

五 水中用の照明装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ストロボ法を用いたものであつて、一回のフラッシュ当たりのエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもののうち、一秒間に五回を超えて発光することができるもの

ロ アルゴンのアークを用いたものであつて、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

第十二条第四号ニ中「ホ又は」を「ホ、」に、「ヲ若しくは」を「ヲ又は」に改め、同条第十号のニ中「（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）」を削り、同条第十一号口中「又はシエル」を「、シエル又はこれらを組み合わせたもの」に改める。

第十三条第二項第一号中「該当するもの」の下に「（共結晶したものを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

ワ ビス（2・2・2トリニトロエチル）ニトラミン

第十三条第二項第二号中「該当するもの」の下に「（共結晶したものを含む。）」を加える。

第十六条第一項中「試験装置」を「若しくは試験装置」に改め、同項第一号中「(二)、(三)若しくは(四)から(六)まで」を「(二)若しくは(三)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第三条第二号ロ(四)から(六)までのいずれかに該当する貨物を操作、保守若しくは点検するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)

第十七条第一項第三号中「第一号ロ若しくはハ又は」を削る。

第十八条第一項第一号イ中「国際規格ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のものを「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イに次のように加える。

- (一) 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が 0.0009 ミリメートル以下のもの
- (二) 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

第十八条第一項第一号ロ(一)中「三つ」を「三」に、「国際規格ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ロ(一)に次のように加える。

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が 0.0009 ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が 0.0011 ミリメートル以下のもの

第十八条第一項第一号ロ(二)中「国際規格ISO 230/2(2006)で定める測定方法により測定した場合に、」を削り、「位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの」を「一方向位置決めの繰返し性が 0.0009 ミリメートル以下のもの」に改める。

第十九条第二項中「第六条第十七号イからへまで」を「第六条第十七号イ、ロ、ニからへまで」に改め、同条第三項第三号中「及び最小線幅が 0.13 マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ若しくはマイクロコントローラのコア的设计又

は製造に必要な技術」を削り、同号ハ中「四」を「八」に改める。

第二十条第二項第一号から第三号まで及び第五号中「一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」を「六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下」に改める。

第二十一条第一項第二号の二及び第三号中「第八条第九号から第十三号まで」を「第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号」に改め、同項第七号中「第八条第九号から第十二号まで」を「第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号」に改め、同項第八号の二中「第八条第九号から第十二号までのいずれか」を「第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号」に改め、「第十号」の下に「のいずれか」を加え、同項第九号中「第八条第九号又は第十号から第十二号まで」を「第八条第九号、第十号又は第十二号」に改め、同項第十六号中「第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれか」を「第八条第九号イ」に改め、同項第十七号中「第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれか」を「第八条第九号イ」に改め、同条第二項第三号の二ロ（二）を次のように改める。

（二） 削除

第二十一条第二項第三号の二ニ（一）中「二五六値」を「一、〇二四値」に改める。

第二十二條第三項第二号中「二乗平均」の下に「平方根」を加える。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十四号ホ及びへ中「五から」を「四から」に改める。

(輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)

の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正)

第三条 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。

)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成二十年経済産業省令第

五十七号)の一部を次のように改正する。

第二号から第四号まで、第七号から第九号まで、第十三号及び第十四号中「第四条第九号」を「第四条

第一項第九号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年一月七日から施行する。ただし、第一条中輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第五条第二号及び第十八条の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。